

二戸市環境基本計画

第1章 基本的事項

1. 策定背景
2. 目的
3. 対象地域
4. 目標年次
5. 推進主体
6. 計画で取り扱う環境の範囲
7. 計画の位置づけ
8. 計画の全体構成

1. 策定背景

二戸市は、平成 18 年 1 月に二戸市と浄法寺町が合併して、新二戸市として誕生しました。平成 19 年 3 月には新市建設計画をもとに二戸市総合計画を策定し、この計画に基づいた新たなまちづくりを進めています。

環境分野では、環境の保全及び創造を推進していくための基本理念などを定めた「二戸市環境基本条例」を制定しており、その条例の中で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、二戸市環境基本計画を定めることとしています。

本市は、豊かな自然環境（馬淵川、折爪岳、稲庭岳など）、歴史文化（九戸城跡、天台寺、浄法寺塗など）に恵まれる一方、岩手・青森県境にみられる国内最大規模の産業廃棄物不法投棄といった負の遺産も持ち合わせています。

このため、良好な環境の持続・継承と環境問題の解決に向けて、環境基本条例で定める基本理念に基づく環境施策を明確化し、課題を着実に解決していくための指針として環境基本計画を策定します。

二戸市環境基本条例

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、又は人の活動による環境への負荷によって著しく損なわれた環境を再生し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

2. 目的

本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画となります。

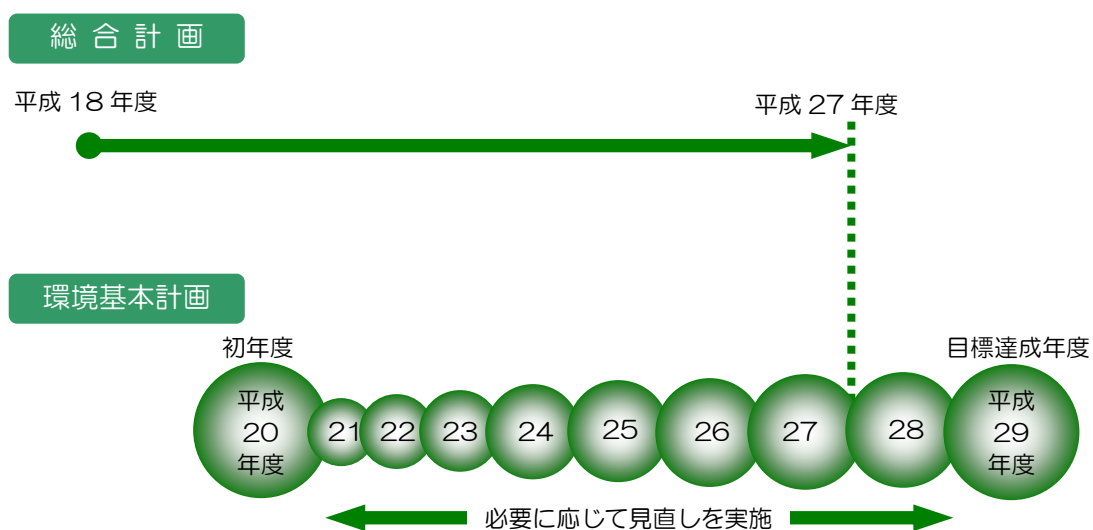
このことから、本計画では、環境基本条例の基本理念に基づき、市が目指す望ましい環境像のあり方や環境の保全及び創造の施策の基本方向を定め、市・事業者・市民が協力して取り組むことを目的とします。

3. 対象地域

原則として、本市全体を対象区域とします。ただし、行政区域を越えて広域的に影響等が及ぶ事項については、国、県、周辺市町村との連携も視野に入れることとします。

4. 計画の期間

市総合計画の計画期間（平成18年度から平成27年度）、及び社会情勢の変化や科学技術の進歩を踏まえ、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。なお、必要に応じて、中間時期（概ね5年後）に見直しを行うものとします。



5. 推進主体

市、事業者、市民が協働し、推進していきます。

二戸市環境基本条例

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

6. 計画で扱う環境の範囲

1970年頃までは高度経済成長に伴い大気汚染、水質汚濁といった典型7公害が顕在化し、その後、廃棄物などの生活型公害のウェートが高まりました。また、自然環境では地域開発に伴う野生生物の減少、また、科学技術の発展とともに、発がん性物質やダイオキシン類の問題が表面化してきました。これらの問題は、地域における環境問題でしたが、現在は地球温暖化や酸性雨といった地球規模における問題にまで拡大しています。

また、これらの環境問題の解決に向けて、環境教育や環境学習による意識啓発などが求められています。

したがって、本計画で扱う環境の範囲は、上記の環境問題や環境基本条例に定める「施策の基本方針」を踏まえ、次のように定めます。

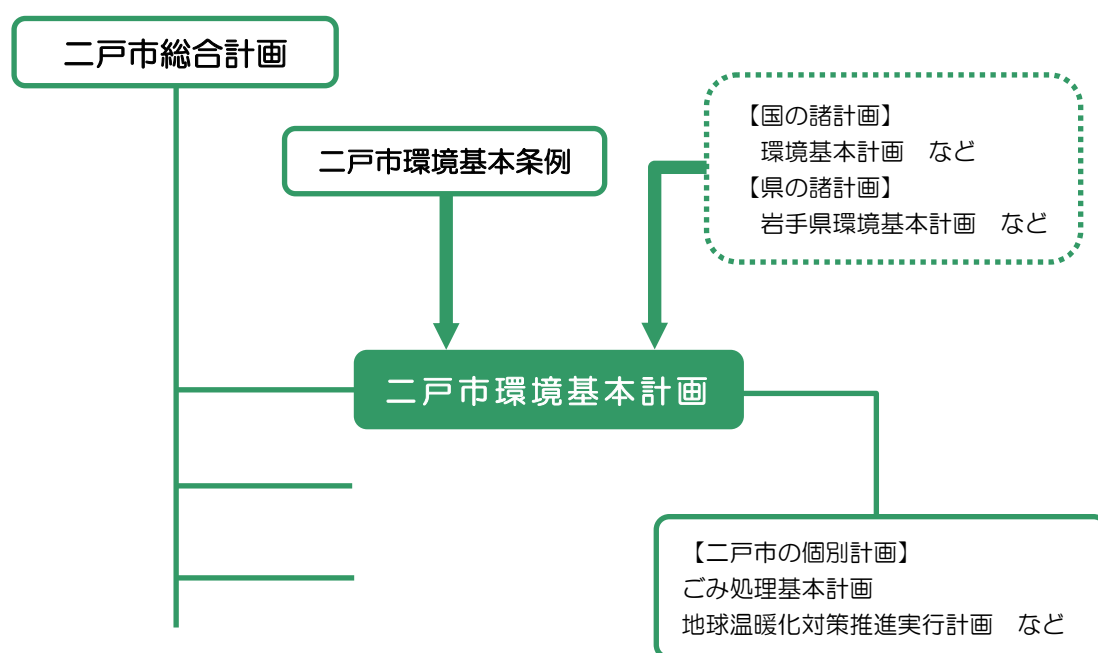
環境の範囲

分類	細目
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染 等
自然環境	植物・動物、水辺、森林、農地 等
景観・歴史	緑地、公園、歴史的文化遺産 等
廃棄物	廃棄物減量、資源リサイクル、不法投棄 等
地球環境	省エネルギー・新エネルギー、地球温暖化、酸性雨 等
環境教育	環境教育・学習の状況、環境団体・環境活動、こどもエコクラブ 等

7. 計画の位置づけ

本計画は、二戸市総合計画を上位計画とし、環境行政の根幹として各施策や各分野の個別計画を環境という視点から整合性を持たせ、具体化していくための基本計画として位置づけます。

市のまちづくり、各種施策の環境に関わるすべての事項については、本計画の方向性に沿って策定、推進することになります。



二戸市環境基本計画と上位計画等との関係

典型7公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を一般に典型7公害という。

8. 計画の全体構成

本計画は、以下に示す7つの章で構成します。

